

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（障害者福祉推進課）

一 趣旨

埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する就労定着支援を行うとともに、その使用料の額を定める必要があるため、改正

二 内容

- (一) 障害者総合支援法第五条第十五項に規定する就労定着支援を行うための規定の整備
- (二) 就労定着支援の使用料の額を定める規定の整備
- (三) その他の規定の整備

三 施行期日

公布の日